

教員の人材確保について

1. 定数内臨時講師の縮減について

○定数内臨時講師の現状

| 校種 | 定数内臨時講師数 (R5.5.1) | 校長、教諭等に占める 定数内臨時講師の割合 | 参考 定数内臨時講師数 (R4.5.1) | 参考 R6 定数内臨時 講師見込数 |
|--------|----------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------|
| 小学校 | 274 | 5.7% | 296 | 220程度 |
| 中学校 | 241 | 8.8% | 196 | 220程度 |
| 高等学校 | 126 | 6.5% | 73 | 80程度 |
| 特別支援学校 | 119 | 10.2% | 134 | 100程度 |
| 合計 | 760 | 7.1% | 699 | 620程度 |

○定数内臨時講師を縮減する取組

・令和5年度から定年引上げの移行期間となり、隔年で定年退職者の生じない年度が発生するが、積極的に正規教員の採用を進め、採用人数の平準化も踏まえ、段階的に定数内臨時講師を減らす予定としている。

| 校種 | R6.4.1 採用予定者数 | R5.4.1 採用数 |
|--------|---------------|------------|
| 小学校 | 230 | 251 |
| 中学校 | 140 | 134 |
| 高等学校 | 117 | 71 |
| 特別支援学校 | 60 | 67 |
| 合計 | 547 | 523 |

・将来に向けて、少子化による児童生徒の減少の中でも、教員のバランスのとれた年齢構成を確保し、一定数の採用を平準化して行うことが、学生が安心して本県の教員を目指すことにつながり、優秀な人材の確保、ひいては長期的な視点で本県教育の充実にもつながると考えている。

2. 未補充の状況について（非常勤講師でも補充できていない状況）

| 校種 | R5.9.1 | R5.5.1 | R4.5.1 | R3.5.1 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 19 | 11 | 11 | 5 |
| 中学校 | 15 | 17 | 4 | 5 |
| 高等学校 | 10 | 6 | 1 | 1 |
| 特別支援学校 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 45 | 34 | 16 | 13 |

3. 教員確保に向けた取組について

○現職教員を対象にした秋選考の実施（新規）

教員採用選考試験の志願者が減少する中、他府県で実績ある人材を確保しようと、新たに実施している。

- ・募集する校種：小学校教員と特別支援学校教員
- ・年齢等の要件：滋賀県外の公立学校等に3年以上の勤務をしている現職の正規教員

○教員採用選考における年齢制限の引上げ（新規）

教員採用選考試験の志願者が減少する中、年齢制限を49歳から59歳へ引き上げることにより、質の高い教員の確保につなげている。

○教員採用選考における臨時講師の第一次選考試験一部免除（継続）

常勤の講師経験者に対して第一次選考試験の一般教養・教職教養の試験を免除している。

○「滋賀の教師塾」の取組（継続）

本県で教員を目指す者に対し、本県の教育の特色や教育現場の課題、教師としての使命や心構えを学び、教師力を高める場を提供し、併せて教員の人材確保につなげている。

○教員へのファーストステップセミナーの開催（新規）

教員免許状をお持ちで、教育現場で働くことに興味を持つ方に対し、5月と9月に県内2会場で計4回開催し、計112名の参加があった。講師登録につなげている。

○講師登録者を増やす取組と講師登録名簿の改善（改善）

講師登録者を増やす取組として、滋賀プラスワン等で広報するほか、教員採用選考試験で不合格となった方にも講師登録を促している。

講師登録名簿について、名簿の更新頻度と登録者の任用状況の精度を高め、より利便性の高いものに改善している。

○産休者の先行補充（改善）

年度途中からの代替教員の確保は難しいことから、年度始めから7月末までに産休に入る場合は、年度始めから補充者を任用するという「産休者の先行補充」を実施している。

（令和5年度の補充者：67名）